

誓 約 書

新 宮 町 長 殿

下記の場所の給水装置工事の申請について、町からは給水引き込み管の更新を推奨されましたが、経済性等の自己都合により既設給水引き込み管を再利用いたします。

尚、既設給水引き込み管を再利用する場合、新設よりも、漏水リスクが高くなることを理解しており、給水装置工事期間内(工事申込書提出後から竣工検査済証発行まで)で漏水事故が発生した際は、給水装置工事によるものとし、当方にて修理をいたします。また、給水装置工事竣工後についても、町が施工する復旧工事および断水することに対して異議申し立てしないものとしします。

※ 給水装置とは、配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
(水道法第三条第9項から抜粋)

記

設置場所 福岡県糟屋郡新宮町【 】

工事事業者

既設管の管種と口径 管種: 口径: ϕ $\frac{m}{m}$

※特記事項

- ・当該地または建物の売買・譲渡が行われた場合、この事項を次の所有者に説明し引き継ぎます。

年 月 日

申込者住所

申込者氏名

印